

意見交換の様子



主な意見・質疑応答

《制度に関する意見》

【問】 帰還意向の有無によらず除染・避難指示の解除を実施すべきであると考えます。

【答】 今回の制度は、帰還の意向がある人の宅地を中心に除染・避難指示の解除区域を設定する制度となっています。町としては、町内全域の除染・避難指示解除を目指す考えは変わっておりませんが、1日でも早く帰還を希望する人もいることから、今回の制度が創設されたことをご理解願います。

《特定帰還居住区域(案)に関する意見》

【問】 帰還意向を示していない人の宅地や特定帰還居住区域(案)から外れている宅地から離れた農地の除染などの方針は。

【答】 現時点で帰還意向無し、保留としている人についても2回目以降の意向調査などで回答をいただければ、区域を拡大していく考えです。宅地から離れた農地などは、営農の意向を丁寧に把握させていただき、営農再開の方針や、必要な農業水利、農業インフラの復旧など地区の皆さまと協議をさせていただく中で検討してまいります。

《除染・インフラ整備などに関する意見》

【問】 帰還困難区域の大部分は山間部であり、平地で生活しているわけではない。除染した後に山林などからセシウムが流れてきて溜まってしまうという不安がある。

【答】 山林については、これまで避難指示を解除してきた地域と同様に、林縁部から必要な範囲で除染を実施する方針となっています。仮に除染後に線量が高くなる場合には、追加的に除染をさせていただきます。

☎ 企画財政課企画調整係 ☎ 0240(34)0240

報告

特定帰還居住区域(案)に関する 行政区別説明会を開催

帰還困難区域を抱える行政区のうち14行政区を対象に、令和5年11月5日から11日にかけて計12回の説明会を開催しました。説明会では、町から福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の概要を説明し、質疑をお受けした後に、特定帰還居住区域(案)の図面を車座となって、帰還する自宅や日常生活に必要なアクセス道、墓地などご意見をいただきました。

また、住民説明会でいただいたご意見などを踏まえ作成した「浪江町特定帰還居住区域復興再生計画」は県をはじめとした関係機関との協議を終え、国に対し計画申請をしました。

行政区	出席世帯	出席者数
1. 大堀行政区	23世帯	29人
2. 井手行政区	38世帯	54人
3. 小丸行政区	16世帯	21人
4. 畑川行政区	8世帯	8人
5. 酒井行政区	26世帯	31人
6. 室原行政区	3世帯	3人
7. 大屋行政区	5世帯	6人
8. 下津島行政区	7世帯	9人
9. 津島行政区	14世帯	20人
10. 南津島下行政区	27世帯	37人
11. 南津島上行政区	11世帯	17人
12. 赤宇木行政区	26世帯	33人
13. 手七郎行政区	6世帯	7人
14. 羽附行政区	25世帯	30人
合計	235世帯	305人